

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年3月4日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

能 第 4 5 号
平成26年2月14日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年1月30日付け石監査第487号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
会計事務をつかさどる出納員が不在の期間があり、任命手続がなされていませんでした。 今後、このようなことがないよう厳重に注意してください。	能 楽 堂	指摘のあった出納員任命の手続きにつきましては、今後、このようなことのないよう、財務規則等に基づき、適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

平成 2 6 年 1 月 3 0 日 付 け 石 監 査 第 4 8 7 号 で 通 知 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ き、下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
校 内 で 発 煙 事 故 が あ り ま し た。 今 後、施 設 の 管 理 に 万 全 を 期 す る よ う 厳 重 に 注 意 し て く だ さ い。	金 沢 泉 丘 高 等 学 校	発 煙 事 故 の 原 因 と な っ た 電 化 製 品 に つ き ま し て は、校 舎 内 に あ る 全 て の 製 造 年 月 日 を 確 認 し、老 朽 化 し た も の に つ い て は 全 て 廃 棄 処 理 を 行 う と と も に、今 後 こ の よ う な こ と が な い よ う、職 員 に 対 し 下 校 時 に 電 化 製 品 の 電 源 を 切 る よ う に 指 導 の 徹 底 を 図 り ま し た。